

令和 7 年度

障 害 児 (者) 施 設 自 主 点 検 表

(国公立の施設は除く)

(経 理)

(自主点検表作成日 : 令和 年 月 日)

(設置) 経営者名	(代表者名)		
施 設 名			
施設長名		定 員 ※直近の定員	名
所 在 地	〒		
T E L		F A X	
E - mail			
記 入 者	(職名)	(氏名)	

障害児(者)施設自主点検表（経理）の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の作成日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

(文中の略称)

(法令・通知の名称)

「モデル経理規程」	⇒	・ 社会福祉法人モデル経理規程（平成29年3月15日 全国社会福祉法人経営者協議会）
「自立支援繰越金取扱」	⇒	・ 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18年10月18日 障発第1018003号、一部改正 平成19年3月30日 障発第0330003号） 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」の一部訂正について（平成19年4月27日 事務連絡）
「39号改訂通知」	⇒	・ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日 雇児発・社援発・老発第0312001号、最終改正 平成29年3月29日 雇児発0329第5号・社援発0329第47号・老発0329第32号）
「40号改訂通知」	⇒	・ 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日 雇児福発・社援基発・障障発・老計発第0312002号、最終改正 平成29年3月29日 雇児福発0329第4号・社援基発0329第2号・障障発0329第1号・老高発0329第2号）
「障害児施設給付費(改訂)部長通知」	⇒	・ 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成24年8月20日 障発第08208第8号）
「障害児施設給付費(改訂)課長通知」	⇒	・ 「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について（平成24年8月20日 障障発第0820第2号）

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄												
1 会計事務等 (1) 預金 通帳（小切手帳含む）及び金融機関届出印の保管について、内部牽制組織を確立していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 金融機関届出印は、小切手帳や預金通帳等とは別の者が別の場所に保管するなど、内部牽制体制を確保すること。 ⇒ 通帳等保管・管理状況[保管・管理責任者の職名及び氏名を記入する。] <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>職 名</th><th>氏 名</th><th>保 管 場 所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通帳・小切手帳</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>金融機関届出印</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ※ 金融機関届出印の保管・管理を担当する職員や通帳等の保管・管理を担当する職員が病気休暇等により不在となる期間が生じる場合は、その期間については他の職員に保管・管理を担当させ、内部牽制体制を維持する必要がある。	区 分	職 名	氏 名	保 管 場 所	通帳・小切手帳				金融機関届出印				モデル経理規程第41条第3、4、5項	
区 分	職 名	氏 名	保 管 場 所													
通帳・小切手帳																
金融機関届出印																
2 自立支援給付費又は障害児施設給付費の弾力運用等 (1) 自立支援給付費又は障害児施設給付費を主たる財源とする資金は、適正に運用していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 自立支援給付費等を主たる財源とする施設等の資金の使途については、原則として制限はないが、施設の運営に要する経費に限定され、次の経費に充てることができないこと。 ① 収益事業に要する経費 ② 当該施設を運営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む）に属する経費（ただし、欠損金を補填する場合を除く） ③ 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費 自立支援給付費等を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。 ○ 役員・評議員へ報酬・旅費等を支給している場合、規程を整備した上で規定に基づき、実態及び挙証資料を基に適切に支出していること。 ○ 他の社会福祉事業等又は公益事業（公益事業については障害児入所施設は除く）への資金の繰入は、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内であること。	自立支援繰越金取扱第2の2 障害児施設給付費（改訂）部長通知2(1) 自立支援繰越金取扱第2の3(3) 障害児施設給付費（改訂）部長通知3(3) 自立支援繰越金取扱第2の3(1) 障害児施設給付費部長通知3(1)													

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 通 知 等	県 記 載 欄													
		⇒ 他の社会福祉事業等又は公益事業への資金の繰入条件合致状況[決算書から金額を転記] <table><tr><td colspan="3">拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書</td></tr><tr><td>事業活動資金収支差額</td><td>当期資金収支差額合計</td><td>繰入額</td></tr><tr><td> 円</td><td> 円</td><td> 円</td></tr></table> ○ 当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入は、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内であること。 ⇒ 他の指定障害者支援施設等への資金の繰入条件合致状況[決算書から金額を転記] <table><tr><td>当期末支払資金残高</td><td>繰入額</td></tr><tr><td> 円</td><td> 円</td></tr></table> ○ 自立支援給付費等を社会福祉事業、公益事業、収益事業へ一時繰替使用する場合は、年度内に補填すること。 ○ 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定障害者支援施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。 ○ 施設職員、施設利用者等に対する慶弔費や地域の祭等への祝儀として交際費を支出している場合、慶弔規程や交際費規程等、支出の根拠となる規程を整備した上で支出すること。	拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書			事業活動資金収支差額	当期資金収支差額合計	繰入額	円	円	円	当期末支払資金残高	繰入額	円	円	自立支援繰越金取扱第2の3(1) 障害児施設給付費部長通知3(1) 自立支援繰越金取扱第2の3(2) 障害児施設給付費(改訂)部長通知3(2) 自立支援繰越金取扱第2の4(1) 障害児施設給付費(改訂)部長通知4(1)	
拠点区分資金収支計算書又は拠点区分資金収支明細書																	
事業活動資金収支差額	当期資金収支差額合計	繰入額															
円	円	円															
当期末支払資金残高	繰入額																
円	円																

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠通知等	県記載欄
(2) 移行時特別積立金（積立預金）の取り崩し 移行時特別積立金（積立預金）を取り崩す場合、あらかじめ理事会の承認を得ていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 廃止前の「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（H15.3.26障発第0326002号）第1の2に規定する経費（繰越金及び引当金）であり、移行時特別積立金及び移行時特別積立預金として計上した額を、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すこと。 ① 支援費制度から自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害者支援施設等の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金）として必要な経費（概ね3ヶ月分を限度） ② 当該施設の決算処理に当たっての欠損金の補填 ③ 当該施設を運営する社会福祉法人が、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び公益事業を運営するための、施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費（ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたものに限る）の繰上償還のための経費を除く） ⇒ 移行時特別積立金（積立預金）取り崩し承認状況 ・ 取り崩し理由 ・ 取り崩し額 _____円 ・ 使用時期（「〇年〇月頃」との記載可） 令和____年____月____（日） ・ 理事会承認年月日 令和____年____月____日 ※ 知的障害児施設措置費については移行時特別積立金は設けられていない。積立金の取り崩しに当たっては39号改訂通知3(2)に基づき行われるものであること。	自立支援繰越金取扱第3(1)、(2)、(3)	
			障害児施設給付費(改訂)課長通知問5	